

事務連絡
平成23年2月10日

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部事務局長

海外で療養を受けた場合の療養費（家族療養費）の請求について

このことについて、海外の医療機関等で療養を受ける場合には公立学校共済組合の組合員証（被扶養者証）を使用することができませんので、受診時に医療費等の全額を医療機関等に支払うことになります。

この医療費等については、療養費（家族療養費）請求書により当共済組合に請求することにより給付を受けることができます。

なお、請求手続きは下記のとおりとなりますので、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 提出書類

医科受診の時は（1）を、歯科受診の時は（2）を提出願います。

(1) 医科受診

- ア 療養費・家族療養費請求書（支部様式 25 号）
- イ 診療内容明細書（海外医科用 A）（別添）
- ウ 領収明細書（海外医科用 B）（別添）
- エ 医療機関発行の領収書（原本）

※イ及びウを使用できないときは、(3)による。

(2) 歯科受診

- ア 療養費・家族療養費請求書（支部様式 25 号）
- イ 診療内容明細書・領収明細書（海外歯科用）（別添）
- ウ 医療機関発行の領収書（原本）

※イを使用できないときは、(3)による。

(3) 別添の診療内容明細書・領収明細書を使用できないとき

診療内容がわかる同程度の書類とその書類の日本語翻訳（翻訳者の住所・氏名を明記）を添付願います。

※療養費（家族療養費）請求書・診療内容明細書・領収明細書は各個人、療養月、病院、診療科、入院外来ごとに作成してください。

2 請求権の時効

療養に要した費用を支払った日の翌日から2年です。

3 給付額

海外で支払った医療費（実費）と、海外で療養を受けた医療内容を日本の健康保険制度に置換えて算定した額を比較して、少ない方の額を当該療養に要した費用とすることとされています。

したがって、少ない方の額の7割を療養費（家族療養費）として給付します。

【例】組合員が「かぜ」で海外の医療機関を受診した場合

A：海外で支払った医療費を日本円に換算すると、3万円相当だった。

B：海外での医療内容を日本の健康保険制度を適用して換算すると、1,000点相当（医療費=1万円）となった。

「A>B」となるので、「B」が当該療養に要した医療費となり、その7割相当額の7,000円が療養費（家族療養費）として給付されます。

4 留意事項

公務による傷病で治療を受けた場合及び治療を目的で渡航し海外の医療機関等で治療を受けた場合の医療費については、療養費（家族療養費）の給付対象にはなりませんので御注意願います。

担 当 資 格 ・ 給 付 担 当
（静岡県教育委員会福利課内）
電話番号 054-221-3135・3136